

土門 剛

土門 剛 どもん たけし



【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

書には何も残っていないという返答だった。本当に60年前に、河野氏がそんなことを話していたのか、その確認作業から始めてみた。

河野構想が知れ渡るようになったのは、元農水官僚の山下一仁氏が新聞や雑誌などで書いたからだ。ただ、具体的な内容には触れていなかった。代表的なものなら、14年2月5日付けダイヤモンド・オンラインに掲載された、この記事。

「1955年には総理を目指していた有力政治家、河野一郎農林大臣が、農協から金融事業を分離しようとしたが果たせなかった」

これを「幻の河野構想」と呼んでみよう。農協改革が話題になると、必ず出てくる夏のお化けのようなものだ。小泉氏が、信用・共済事業分離に手を付けた10年前にも、同じような記事があちこちに出ていた。そのときもネタ元は山下氏の記事だった。なおのことお化けの正体を突き止めたく八方手を尽くしたところ、灯台もと暗し、その山下氏が書いた新聞記事から、ヒントを得ることができた。

05年6月7日付け日本経済新聞の「経済教室」に掲載された「農協の解体的改革を」という一文。小泉政権が取り組もうとした農協改革に、日本経済新聞が援軍を差し送る意味

で山下氏に執筆を依頼した。事業分離に触れた部分は、これだ。

「JAに主業農家の声をより反映させるためには、農協連合会には農協の組合員数に応じた議決権を認めているように、農協利用度に応じて一人一票制を見直す、信用事業・共済事業を分離して農業関連事業に純化させる、などが考えられる。過去にも信用・共済事業の分離が提案されたが、制度改革が必要となるので政治過程でJAに反対され実現できなかった」

ここでは、「過去にも信用・共済事業の分離が提案された」という表現になっている。これが、幻の河野構想のことを指すなら、間違い。河野構想は、信用だけが対象だった。農協共済は、その5年前に農林大臣の認可が下りたばかりで、事業分離の対象になるほどの存在感はなかったからだ。

とにかく山下氏の一文に、JA全中は激怒した。最も触れられなかった信用・共済事業の分離に触れてきたからだ。そしてお得意の抗議攻勢を新聞社にかける。逐条的に粗探しをした抗議文が新聞社に送られてきた。農協批判を牽制するためだ。

ねっちらりと執拗な抗議をしたのは、山下氏が農水省に籍を置く現職

今回の農協改革で最大の成果は、農協の統合再編への道を開く「信用・共済事業分離」の規定を盛り込むことができたことだ。これこそ岩盤で最も硬い部分だった。過去に2回にわたり挑戦した政治家がいたが、いずれも抵抗勢力に阻まれた。そこを突破しただけでも、今回の農協改革は、大いに評価できる。

総合農協解体につながる事業分離に挑戦した政治家は2人いた。その2人とは、農林大臣を4度も務めた

信用事業の分割を蹴り続け

自ら弱体化の道を選んだ農協組織

河野一郎氏と、郵政民営化を実現した元首相の小泉純一郎氏。ご兩人とも実力派と世評の高い政治家だ。その2人が、総合農協解体を目指した意図を解き明かしてみたい。順番から今月号は河野氏を取り上げてみる。

幻の河野構想

河野氏が取り組んで失敗した事業分離は、ずいぶん昔の話で農水省協同組織課に尋ねても、役所の公式文

官僚だったからだ。身内と思っていた農水官僚に裏切られたという感情が先に出てしまったのかもしれない。

信用事業との兼営禁止

このとき、山下氏は農水省から経済産業系の「経済産業研究所」に出向していた。そのウェブサイトに掲載された反論文から、「幻の河野構想」につながるオリジナル資料を探し出すヒントを得た。

「河野一郎農林大臣による第二次団体再編問題は、いずれも政治活動を経済活動（から）の分離を含んでいた（第二次再編ではさらに信用事業の分離も含む）が、JAの反対によりいずれも実現されなかった」

団体とは農業団体のことである。これには農協も農業委員会も農業共済も含まれる。これらを再編する問題があつて、信用事業の分離もその中で議論されていたようだ。そこで第二次団体再編問題を調べることにした。

グーグル検索をかけてみると、トップに出てきたのが、JAグループ山形のサイトに格納されていた「本県農協の営農・生活活動」という古い文書。第二次団体再編問題についての記述は、こうだ。

「翌30年（55年）12月2日には、ま

たまた河野農相が『農協は、経済事業に専念し、指導事業は行うべきではない』『金融制度は2段階にし、単協の信用事業を分離するつもりである』とアドバルーンをあげて、第二次再編問題を惹起した」

その河野発言が手がかりになると思い、12月2日と3日付けの朝日新聞を検索してみたが、該当する記事はなかった。正式な記者会見で述べたものでないようだった。これで諦めずに朝日新聞の縮刷版をなおチェックしたのが大正解。

図書館で取り寄せたのは、56年1月号と2月号。朝日新聞の場合、最初の方に記事見出しのリストが載っている。追っていくと「農業団体再編」という括りの項目があつた。

これだと膝を打ったのは、「農林省農業団体再編に結論」の主見出し。サブ見出しは「農民会（市町村ごと）に設く 農協から信用事業離す」。解説記事まであつて、「解説―新団体で業務独占 農業委員会存廃と絡む」。51年1月23日付け朝刊の一面トップを飾った記事だった。

「農林省は河野農相の指示によつて、農業団体再編成問題を検討していたが、新農業団体として農民会を設立し、農業協同組合から信用事業を分離するなどの結論を得た。しかし、これは農業協同組合が行う事業

を経済活動だけに限り、その他の農業に関する事業はすべて農民会が担当するばかりではなく、農業協同組合の経営の基礎である信用事業が切り離されて、農協存亡の問題にまで発展することになるので、農協側は全面的に反対している」

この朝日記事は、思わぬことを暴露していた。記事の最初に、「農林省は河野農相の指示によつて」と書いてしまったことだ。幻の河野構想と呼ぶ原因の一端は、この記事にあつたが、その説明は後回しにして、まずは河野構想の内容の説明を急ぎたい。実質、「農林省案」で事業分離の部分はこれだった。

【信用事業組織の改正】

一、農業協同組合法を改正して、信用事業を行う連合会の組織は、これを認めないこととする。これにより、現在の都道府県信用農業協同組合連合会は、農林中央金庫の支所とする。

二、（イ）単位農業協同組合については、信用事業と他の事業との兼営を禁止する。ただし現行の信用事業を兼営する総合農協協同組合については、適当の猶予期間（五カ年ぐら）を考慮）を設けて、経済事業（信用事業を除く）の確立強化に努め、その確立をまわつて逐次信用事業を分

離せしめるものとする。これに伴い、おおむね新市町村の区域を地区として信用事業単営の農業協同組合を設立せしめる。

（ロ）政府は、信用事業の分離円滑ならしめるため、単協に対し補助金等の財政的援助を行う。

（ハ）信用事業分離後、信用事業部門の分離によつてその経営に困難を来す単協に対して、信用農協は、事業資金貸付利子の減免、その他の財政援助を行う。

重要なのは、「二（イ）」が示した、「単位農業協同組合については、信用事業と他の事業との兼営を禁止する」という部分。そして信用事業は、別の協同組合組織にするという内容だ。これに河野農相の発言を照らし合わせると、信用事業は、農林中金と市町村区域に設置される信用事業だけの協同組合の二段階ということになる。今の農林中金に信用事業を集約するJAバンク構想のプロタイプのようなものだ。半世紀前に構想したということは驚嘆に値する。

先のJAグループ山形の資料が正確だという前提に立てば、河野氏が事務方に農林省案を作らせるまで、たった31日しかかかっていないことになる。今なら審議会に諮問してその答申を得てから、農水省の方針と

して打ち出すまで最短で1年。下手をしたら2年も3年もかける。

当時も、農業団体は難敵だった。団結して政治の力を使う点だ。そこでアドバランを打ち上げて、相手の出方を探ることにしたのだ。アドバランに使ったのは、子分格と思しき平野三郎氏。農林政務次官を務めたこともあったので、これ以上のまわり役はないと思ったのである。

戦前、農協組織は、産業組合と呼ばれていた。当時は、農協だけでなく、信用金庫、信用組合、生活協同組合など協同組織をこう呼んでいた。お手本は、ドイツの協同組合。戦前戦中に再編を繰り返し、敗戦間近い45年7月には戦時農業団、敗戦後は全国農業会と改称した。

朝日新聞が「農民会」と書いたのは、今の農業委員会のこと。これと農業現場での農協との役割分担を調整するのが、農業団体再編成の主な目的だった。農業委員会が再編の対象となったのは、その前年（50年）農地解放が一段落したことで、農家から農地を供出させる仕事を担っていたが、その事務作業がこの頃

士門 辛聞

から減り始め、政府はその対策を求められてい

たのだ。

負のトライアングル完成

河野構想は頓挫する。帰郷した平野氏が、地元・岐阜県の農協組合長会議で舞台裏を明かしてしまっただけだ。そのときの発言録が野党議員に渡り、国会でも取り上げられ、河野氏が追及されたのだ。

河野氏は、地元での平野発言が東京に伝わると、すぐに事業分離案を撤回した。51年2月3日の記者会見で、「農協から信用事業を分離することは差当り実施しない」（朝日新聞）と述べたのだ。

この平野氏の発言録は、同2月24日の衆議院農林水産委員会で野党議員が明らかにした。

「その後には大臣の構想で案をつくってくれと頼まれ三つの案を用意した。私の案より河野農相の構想は強く、新団体の設立と併行し、農協中央会を廃止して、新団体に一本化する、農協から信用事業を減らして金融は二段階制とするということでした」

幻の河野構想は平野私案よりも強いのだったという。そこまでして農協から信用事業を分離する目的は何か。それが一番知りたいところだ。残念ながら、それを解き明かすような資料は何もないし、また構想

自体をなかつたことにしたので、河野氏も説明していなかった。新たな証言を得ることも能わず、だ。

ただ河野農相が、信用事業分離と二段階制に固執したのは、それ相応の理由があった。その頃の資料を読み漁っていると、これまた膝を打つ格好の資料を見つけた。農協の創世期に詳しい農協シンパの学者、北海道大学の太田原高昭名誉教授が書いた、この文章だ。

「画期的な理念のもとに壮大な機構を整えて出発した系統農協組織は、発足後1年足らずの間に全般的な経営不振という大きなつまづきを経験した。すでに昭和24年（49年）度の決算で、全国の総合農協の15・4%が赤字組合になっていたが、翌25年（50年）度では、この数字が43・1%に達し、新生農協の経営面での破綻がおおいがたく明らかになった。この年の5月には全国で255の農協が貯金の払い戻しを停止し、払い戻しを制限した農協は799に達した」（戦後復興期の農業協同組合）

河野氏が、鳩山一郎政権で農林大臣ポストに就いたのは、54年12月だった。当時、既に多くの農協が経営破綻していた。農協に経済事業と信用事業を併営させておくと、虎の子の信用事業まで破綻させてしまうと考えて、事業分離を構想したよう

だ。5年という猶予期間を与えて実現しようとしたが、それにも農協組織が猛抵抗した。事業分離に伴うリストラの痛みを分かち合うことができなかつたのだ。当時の全中会長や農林中金理事長ら全国連トップが、河野農相に提出した声明文には、こんなことが書いてあった。

「総合農協から信用事業を分離し、（略）信連を廃止し、（略）経済事業だけに限定することは、農業団体の民主化を阻害し、農協運動を弱体化後退させ、農民に測り知れぬ犠牲を強いることになる」（56年1月26日付け朝日新聞朝刊）

農協組織は、安易な道を選んだ。信用事業の分離には応じずに、政府から赤字補填の資金をひねり出すことにした。政治はそれを助け、「再建三法」と呼ばれる「農林漁業組合再建整備法」「農林漁業組合連合会整備促進法」「農業協同組合整備特別措置法」を相次ぎ整備させ、巨額の財政資金を農協組織に注ぎ込ませることに成功した。

その代償に政府は、農協を農政の補助機関として、また政治は、集票マシーンとして扱うことになる。永田町（政治）、霞ヶ関（官僚）、大手町（農業団体）の負のトライアングルのプロトタイプが、ここに完成したのだ。